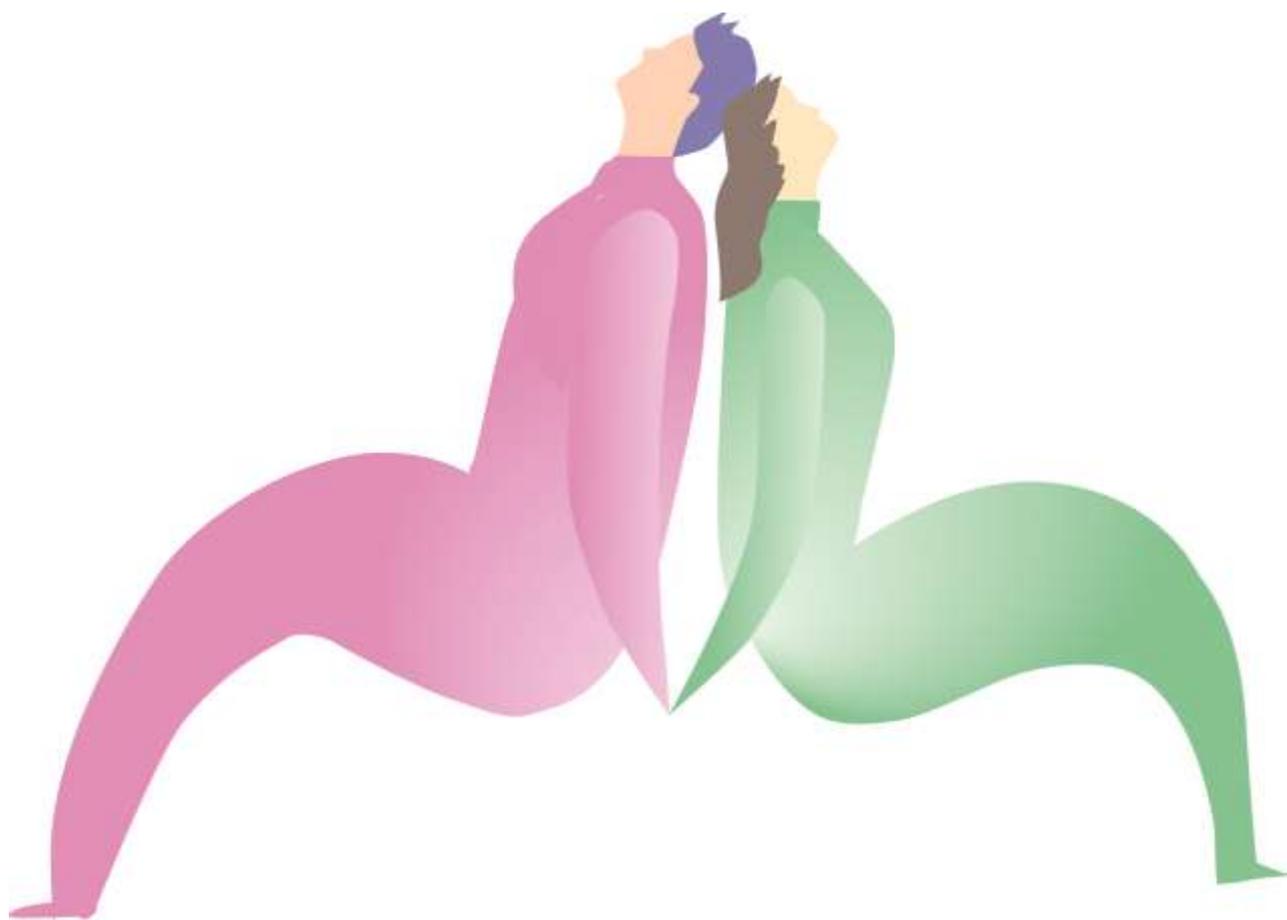


まつぶし

コミュニケーションプラン (第5版)

松伏町男女共同参画基本計画

計画期間：令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）



松 伏 町

はじめに

誰もがいきいきとした人生を送ることができる男女共同参画社会実現のためには、町民と行政が共通の認識のもとに社会のあらゆる分野で積極的に協力して取り組む必要があります。

町では、平成12年3月に「まつぶしコミュニケーションプラン」を策定し、町民の皆様と一体となり取り組んでまいりました。

しかしながら、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識の壁は厚く、男女共同参画社会の実現には、一層の取り組みが求められています。

このような中、平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間で計画する「まつぶしコミュニケーションプラン（第5版）」では、その推進のため「松伏町女性活躍推進計画」を定めるとともに、誰もが自分らしく生きる権利の保障として性的少数者に対する支援も追加しました。

今後、本プランに基づき、すべての町民の皆様が、性別にかかわらず一人ひとりがお互いの人格を認め合い、尊重しながら個性と能力を十分に発揮し、共に参画できる男女共同参画社会の実現に努めてまいりますので、町民の皆様をはじめ、事業者や関係機関のより一層のご支援をお願いいたします。

結びに、本プランの策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました松伏町男女共同参画推進委員会の皆様をはじめ、ご協力をいただいた関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

松伏町長 鈴木 勝



目次

第1章 プランの策定にあたって

- 1 プラン策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 プラン策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 プランの性格と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 プランの期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 プラン策定の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 プランの基本的な考え方

- 1 プランの基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 プランの基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 プランの改訂ポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 プランの内容

- 体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7, 8
- 目標1 意識改革の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - 課題1 固定的性別役割分担意識の是正・・・・・・・・・・ 11
 - 課題2 生涯にわたる男女平等の推進・・・・・・・・・・ 12
 - 課題3 いのちの尊厳・いのちの大切さの浸透・・・・・・・・ 15
- 目標2 男女共同参画の環境づくり・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - 課題1 家庭における男女共同参画の推進・・・・・・・・ 18
 - 課題2 働く場における男女共同参画の推進・・・・・・・・ 22
 - 課題3 健康づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 目標3 男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
 - 課題1 町政運営への女性の参画の推進・・・・・・・・ 27
 - 課題2 地域・社会活動への参画の推進・・・・・・・・ 31
- 目標4 暴力のない社会づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・ 35
 - 課題1 暴力を許さない社会づくりの推進・・・・・・・・ 37

第4章 プランの推進

- 1 プランの進捗チェックと年次報告・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 2 松伏町男女共同参画推進委員会・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 3 松伏町男女共同参画庁舎内推進委員会・・・・・・・・・・・・ 40
- 4 苦情の申出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 5 地域とのネットワーク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

参考資料

・ 諮問	4 1
・ 答申	4 2
・ 松伏町男女共同参画推進条例	4 3
・ 松伏町男女共同参画推進条例施行規則	4 8
・ 松伏町男女共同参画推進委員会規則	5 0
・ 男女共同参画社会基本法	5 1
・ 埼玉県男女共同参画推進条例	5 7
・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	6 1
・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	7 3
・ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	8 3
・ 用語解説	8 5

■関連データ

・ 性別役割分担意識	9
・ 男女の地位の平等感	1 0
・ 松伏町の学校の教員数と管理職数、松伏町の教育委員	1 3
・ 性的少数者に対する差別や偏見のない社会を実現するために必要なこと	1 6
・ 松伏町の年齢階層別人口	1 7
・ 松伏町の子育て支援概況	1 9
・ 松伏町・埼玉県・国の合計特殊出生率	2 0
・ 松伏町の介護福祉事業所数、松伏町の障がい福祉サービス事業所数	2 1
・ 松伏町年齢階級別労働力率	2 4
・ 女性の参画が進むべき分野	2 6
・ 松伏町議会、松伏町の審議会等への女性の登用	2 8
・ 松伏町行政職員	2 9
・ 松伏町の自主グループ・サークル数	3 0
・ 松伏町の外国人登録人口、まつぶし日本語ひろば開校	3 3
・ 交際相手からの暴力の被害経験	3 5
・ 夫婦間で暴力と認識される行為	3 6

■キーワード&コラム

・ 男女共同参画の視点に立った教育の充実	1 4
・ L G B Tとは	1 6
・ さまざまなハラスメントとは	2 3
・ デートDVとは	3 5
・ ストーカー行為等の規制等に関する法律	3 7

第1章 プランの策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

松伏町では、平成26年度に松伏町男女共同参画基本計画「まつぶしコミュニケーションプラン」(第4版)を策定し、「男女が平等で、一人ひとりの人間が大切にされ、その能力と個性に応じた自由な生き方を選択することが尊重される男女共同参画社会の実現」を目指して、平成27年度から平成31年度を計画期間として、さまざまな取り組みを進めてきました。

しかしながら、男女共同参画の意識は十分に浸透しているとは言えず、性別による固定的役割分担意識^{*}は、依然として残されています。

さらに、共働き世帯の増加により、育児や介護への男性の参画や地域活動を両立するために環境の整備など取り組むべき多くの課題があります。

国においては、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を策定し、12月に「第4次男女共同参画基本計画」を閣議決定し、男性中心型の労働慣行を変えることなど男女共同参画社会の実現に向けた段階に入っています。

この5年間の社会状況や政策課題の変化を反映して、「まつぶしコミュニケーションプラン(第4版)」の成果を踏まえ、平成31年3月に策定された「松伏町第5次総合振興計画後期基本計画」に基づき、男女の人権が尊重された住みやすい男女共同参画社会の実現に向け、新たな計画として令和2年度から取り組む「まつぶしコミュニケーションプラン(第5版)」を策定しました。

■ “男女共同参画を進める鍵は、女と男のコミュニケーションである” ■

この考えは、平成11年からプランづくりに携わった町民による審議会「松伏町男女共同参画社会推進協議会(現:松伏町男女共同参画推進委員会)」から練り出されたものです。

そして、「まつぶしコミュニケーションプラン」という名称や、表紙に描かれている、従えるのでもなく、ついて行くのでもない、そっと寄り添う男女のイラストに、その考えが反映され続けています。

プラン中「※」をつけた用語については、「P85 用語解説」に掲載しています。

2 プラン策定の背景

(1) 国際的な動き

- ・1975（昭和50）年 「国際婦人年」世界会議
- ・1976（昭和51）年～1985（昭和60）年 「国連婦人の10年」
- ・1979（昭和54）年 「女子差別撤廃条約」（通称）採択
- ・2000（平成12）年 国連特別総会「女性2000年会議」開催
- ・2005（平成17）年 （第49回）国連婦人の地位委員会「北京+10」開催
- ・2010（平成22）年 （第54回）国連婦人の地位委員会「北京+15」開催
- ・2015（平成27）年 （第59回）国連婦人の地位委員会「北京+20」開催

(2) 日本国内の動き

- ・昭和50（1975）年 総理府に「婦人問題企画推進本部、婦人問題担当課」設置
- ・昭和52（1977）年 「婦人の10年国内行動計画」策定、埼玉県嵐山町に国立婦人教育会館開館
- ・昭和60（1985）年 「男女雇用機会均等法」（通称）制定、「女子差別撤廃条約」の批准
- ・平成5（1993）年～平成6（1994）年 中学校・高等学校での家庭科の男女必修実施
- ・平成7（1995）年 「育児・介護休業法」※（通称）制定
- ・平成9（1997）年 「男女雇用機会均等法」改正
- ・平成11（1999）年 「男女共同参画社会基本法」制定
- ・平成12（2000）年 「男女共同参画基本計画」策定、「ストーカー規制法」（通称）施行
- ・平成13（2001）年 「DV防止法」（通称）制定・一部施行
- ・平成15（2003）年 「少子化社会対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」制定
- ・平成17（2005）年 「第2次男女共同参画基本計画」策定
- ・平成18（2006）年 「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」一部改正
- ・平成19（2007）年 「DV防止法」一部改正
- ・平成22（2010）年 「第3次男女共同参画基本計画」策定
- ・平成24（2012）年 「子ども・子育て関連3法」策定
- ・平成27（2015）年 「女性活躍推進法」（通称）制定
「第4次男女共同参画基本計画」策定
- ・平成30（2018）年 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行

(3) 埼玉県の動き

- ・昭和51(1976)年 「婦人問題担当課」設置
- ・昭和55(1980)年 「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定
- ・昭和59(1984)年 「婦人の地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」策定
- ・昭和61(1986)年 「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定
- ・平成2(1990)年 「男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)」策定
- ・平成7(1995)年 「2001彩の国男女共同参画プログラム」策定
- ・平成12(2000)年 「埼玉県男女共同参画推進条例」施行
- ・平成14(2002)年 「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定
「埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)」開設
- ・平成18(2006)年 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定
- ・平成19(2007)年 「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」一部見直し
- ・平成20(2008)年 「埼玉県女性キャリアセンター」設置
- ・平成21(2009)年 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」一部見直し
- ・平成24(2012)年 「埼玉県男女共同参画基本計画」「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)」策定、「埼玉県女性キャリアセンター」を「ウーマノミクス課」に組織変更
- ・平成29(2017)年 「埼玉県男女共同参画基本計画」「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)」策定

(4) 松伏町の取り組み

- ・平成10(1998)年度 町民による審議会「松伏町男女共同参画社会推進協議会」と町職員による「松伏町女性政策庁内検討委員会」を設置
- ・平成11(1999)年度 「まつぶしコミュニケーションプラン」(以下:プランという)策定
- ・平成15(2003)年度 「松伏町男女共同参画推進条例」を議員提案で制定し「松伏町男女共同参画推進委員会」設置
- ・平成16(2014)年度 「松伏町男女共同参画庁舎内推進委員会」設置し「松伏町女性政策庁内検討委員会」を廃止
- ・平成17(2005)年度 「プラン(第2版)」策定
- ・平成21(2009)年度 「プラン(第3版)」策定
- ・平成22(2010)年度 「松伏町配偶者からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」策定
- ・平成26(2014)年度 「プラン」と「松伏町配偶者からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を一本化した(第4版)策定
- ・令和元(2019)年度 「プラン」に「松伏町女性活躍推進計画」を含めた(第5版)策定

3 プランの性格と位置づけ

- (1) このプランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づいて策定しています。
- (2) このプランは、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び、埼玉県の「埼玉県男女共同参画基本計画」を踏まえるとともに、「松伏町第5次総合振興計画後期基本計画」との整合性を図り、「松伏町男女共同参画推進条例」第8条に基づいて策定しています。
- (3) このプランの目標2「男女共同参画の環境づくり」課題1「家庭における男女共同参画の推進」及び、課題2「働く場における男女共同参画の推進」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（通称：女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」（松伏町女性活躍推進計画）として位置づけています。
- (4) このプランの目標4「暴力のない社会づくりの推進」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（通称：DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」（松伏町配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画）として位置づけています。

4 プランの期間

プランの実施期間は、令和2年度から令和6年度の5年間とします。

5 プラン策定の方法

- (1) プラン策定に際しては、「松伏町男女共同参画推進委員会」での討議内容を反映させながら、「松伏町男女共同参画庁舎内推進委員会」や「同幹事会」において、必要な事項の検討を重ねるとともに、国や県の計画との整合性にも留意しました。
- (2) パブリック・コメントの手続きを取り、広く町民から意見を募り、その結果を踏まえて策定しました。

第2章 プランの基本的な考え方

1 プランの基本理念

松伏町は、平成15年9月「松伏町男女共同参画推進条例」（以下条例という）を制定しました。プランは、条例第3条の6つの基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を推進します。

- 1 男女の人権の尊重
- 2 性別による固定的な役割分担の解消
- 3 政策又は法律立案及び決定への参画機会の確保
- 4 家庭生活における活動と社会生活における活動の両立
- 5 国際的な協力
- 6 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

「松伏町男女共同参画推進条例」第3条

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的扱いを受けず、個人としての人権が尊重されること、男女が対等に能力を発揮する機会が確保されることを旨として、行われなくてはならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、町における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、家事、子育て、介護等の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画できるようにするとともに自己責任に基づく多様な生き方ができることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、国際化の進展を踏まえ、国際的協調の下に行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、男女がお互いの身体的特徴及び性に関する理解の下に、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 プランの基本目標

基本理念を実現するため、4つの目標を定め、その目標達成のために必要な施策の推進を図ります。

- 目標1 意識改革の推進（男女平等の意識をはぐくむ）
- 目標2 男女共同参画の環境づくり（家庭や地域を男女が共に支え合う）
- 目標3 男女共同参画の推進（あらゆる分野に男女が共に参画する）
- 目標4 暴力のない社会づくりの推進
[松伏町配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画]

3 プランの改訂ポイント

- (1) 体系図をA3版とし、グラフなども掲載して見やすく作成しました。
- (2) 女性活躍を推進するため「松伏町女性活躍推進計画」を策定しました。
- (3) 男女共同参画情報誌の発行等12の新規事業を追加しました。
- (4) プラン策定の背景、数値目標、用語解説を追加しました。

第3章 プランの内容

■ 体系図

目 標	課 題	必 要 な 施 策	頁
1 意識改革の推進 男女平等の意識をはぐくむ	1 固定的性別役割分担意識の是正	1 男女平等意識の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1 2 男女共同参画に関する調査・研究と情報提供・・・・・・・・ 1 1	
	2 生涯にわたる男女平等の推進	1 家庭における男女平等の促進・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 2 学校における男女平等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 3 地域における男女平等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4	
	3 いのちの尊厳・いのちの大切さの浸透	1 いのちと性を尊重する啓発の推進・・・・・・・・・・・・ 1 5	
2 男女共同参画の環境づくり 家庭や地域を男女が共に支え合う	1 家庭における男女共同参画の推進 [松伏町女性活躍推進計画]	1 子育てへの支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8 2 介護への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 0	
	2 働く場における男女共同参画の推進 [松伏町女性活躍推進計画]	1 職業生活と家庭生活の両立のための支援・・・・・・・・ 2 2 2 女性の就業支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3	
	3 健康づくりの推進	1 健康づくりへの支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5	
3 男女共同参画の推進 あらゆる分野に男女が共に参画する	1 町政運営への女性の参画の推進	1 政策・方針決定の場への男女の均等ある参画促進・・・・ 2 7 2 女性職員の参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 9 3 女性の人材育成と活躍の支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 0	
	2 地域・社会活動への参画の推進	1 地域福祉活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 1 2 男女共同参画の視点を活かしたまちづくりの推進・・・・ 3 1 3 国際協調と国際理解の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 2 4 男女共同参画の拠点整備の推進・・・・・・・・・・・・ 3 4	
4 暴力のない社会づくりの推進 [松伏町配偶者等からの暴力防止及び 被害者支援に関する基本計画]	1 暴力を許さない社会づくりの推進	1 暴力防止に向けた広報・意識啓発の充実及び教育の推進・・・・ 3 7 2 相談・支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 8 3 関係機関との連携強化の充実・・・・・・・・・・・・ 3 9	

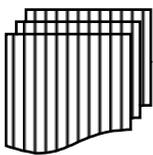
目標1 意識改革の推進

男女平等の意識をはぐくむ

男女平等は憲法に保障された権利ですが、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的性別役割分担意識が残っており、男女の生き方の幅を狭めてきました。

一人ひとりが男女共同参画の取り組みを推進し、真の男女平等の実現のために、性別で役割や生き方を決める考え方の固定的役割分担意識を取り除く必要があります。

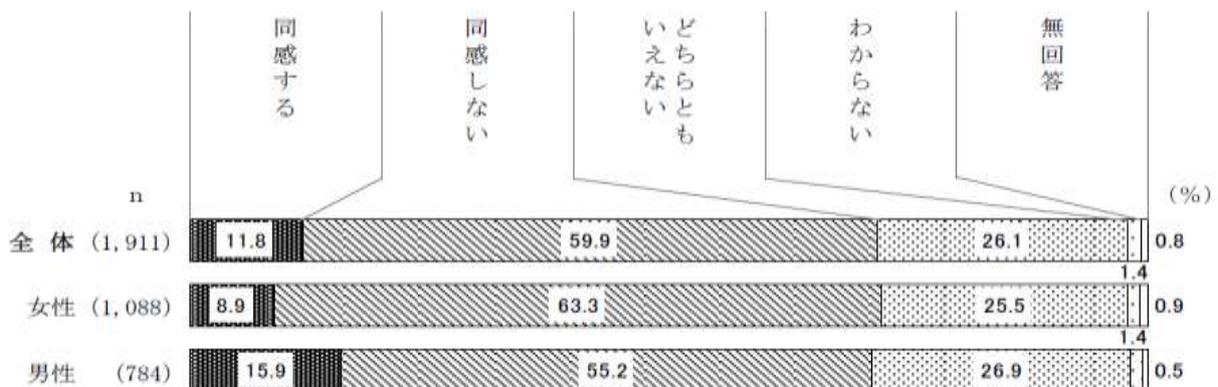
そのために、お互いの性別や世代を超えて、全ての人々が喜びや責任を分かち合い、個人が尊重され、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を推進します。



データ

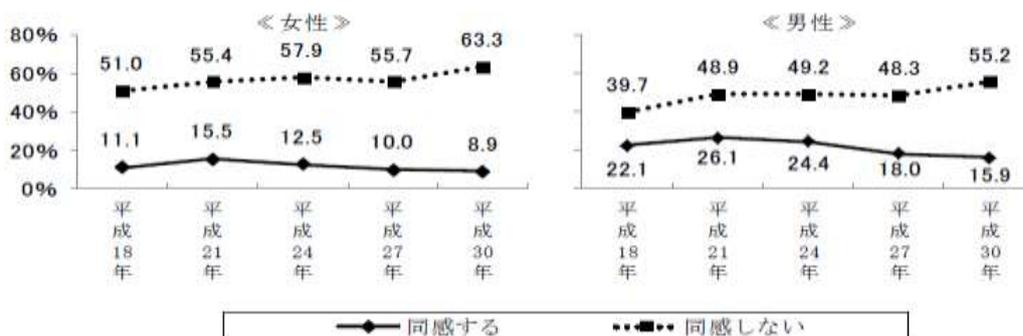
性別役割分担意識

性別役割分担意識に「同感しない」は女性で63.3%、男性でも55.2%となっており、男性と女性とでは8.1%の開きであります。平成27年度と比較すると「同感しない」は男女ともに増加しています。



グラフ中の数値は、回答者の数（nと表示）を100.0%として計算した比率です。

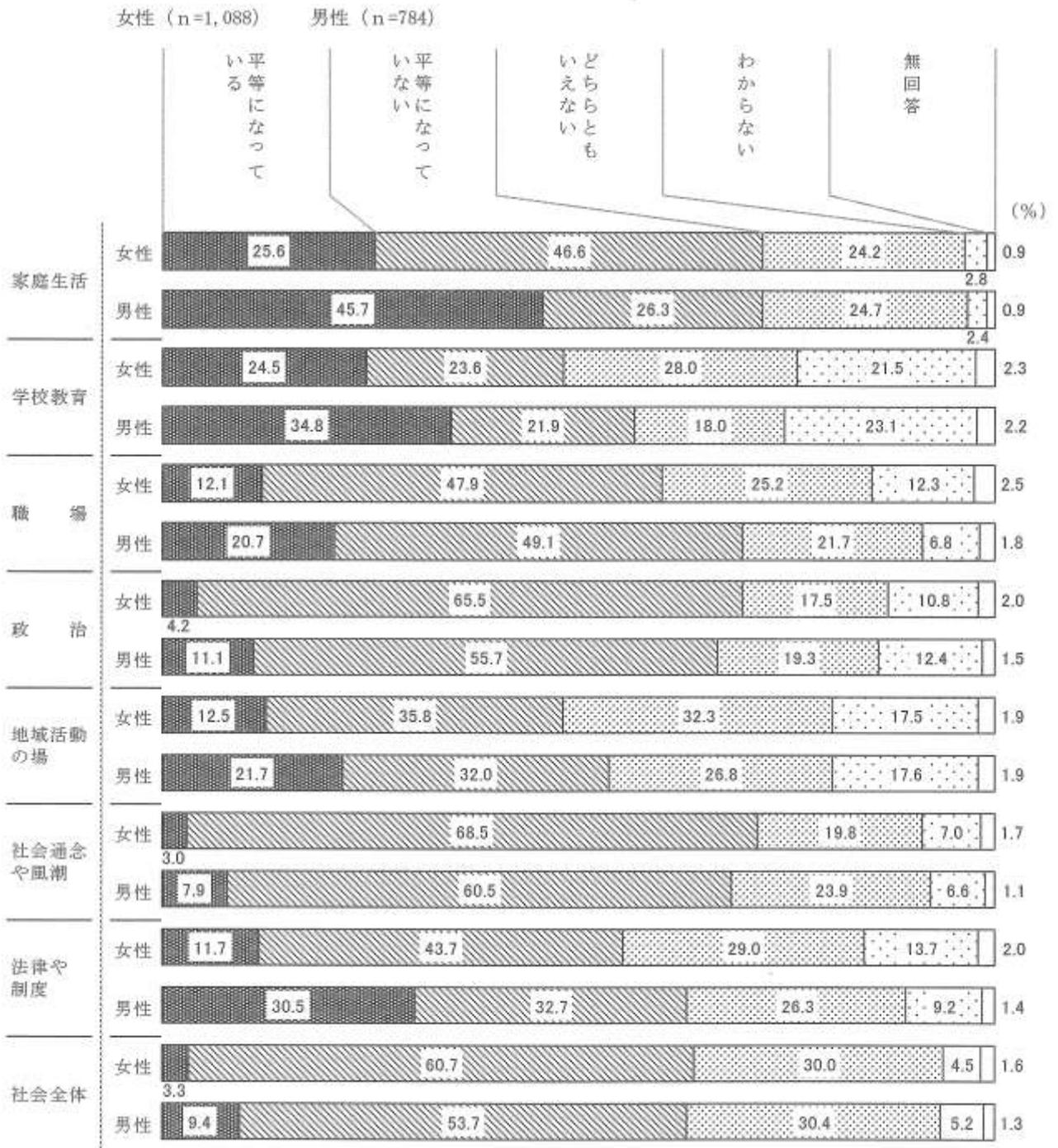
時系列比較



資料/埼玉県平成30年度男女共同参画に関する意識・実態調査

男女の地位の平等感

【政治】【社会通念や風潮】【社会全体】では、不公平感が強くなっています。すべての分野で「平等になっている」は男性が女性を上回っています。「平等になっていない」は【職場】で男性が女性を上回っています。



グラフ中の数値は、回答者の数（nと表示）を100.0%として計算した比率です。

資料／埼玉県平成30年度男女共同参画に関する意識・実態調査

課題1 ■ 固定的性別役割分担意識の是正

■ 施策1 男女平等意識の推進

固定的性別役割分担意識は、長い時間をかけて人々の意識に浸透し、習慣や制度の中に形づくられてきたものです。こうした意識や仕組みを変えていくためには、住民一人ひとりが“男女共同参画は自分自身の問題でもある”と気付くことが重要です。

そこで、気付きのきっかけとなるようなセミナー情報を提供し、男女が自由に活動を選択できるよう啓発活動を継続的に行っていきます。

■ 具体的事業

具体的事業	担当課
ア 情報発信 ◇広報まつぶし、ホームページへの掲載 ◇男女共同参画情報誌の発行 新規	企画財政課
イ 関連セミナーの情報提供 ◇近隣自治体や関係機関で実施される関連セミナーに関する情報提供	企画財政課
ウ イベントにおける啓発 ◇町民まつりへの出展、啓発、パフォーマンスの実施 ◇その他のイベントにおける啓発	企画財政課
エ 表現の配慮 ◇町刊行物（広報紙、ポスター、パンフレット等）における表現やイラストへの配慮、チェック ◇広報ガイドラインの検討	全課 企画財政課

■ 施策2 男女共同参画に関する調査・研究と情報提供

男女共同参画に向けた効果的な取組みを進めるためには、現状と問題点を整理することが必要です。そのために、必要な調査・研究を実施し施策等に反映させ、住民や事業者に対して情報や資料を提供します。

■ 具体的事業

具体的事業	担当課
ア 男女共同参画に関する調査・研究 ◇アンケートによる意識、実態の調査 ◇まつぶしコミュニケーションプランの進捗状況調査	企画財政課
イ 男女共同参画に関する情報提供 ◇住民や事業者からの要望に応じた情報提供	企画財政課

課題2 ■生涯にわたる男女平等の推進

■施策1 家庭における男女平等の促進

男女が自分の責任で、いろいろな生き方を選択し、家事・子育て・介護等ともに担い手を決められる家庭、重要なことを家族全員で決める家庭をつくるために、情報を提供します。

また、安心して子どもを産むことができ、男女ともに生涯健康で暮らすためには、男性も家事・子育て・介護にたずさわり、生活面で自立することが必要です。多くの場合、男性の生活の比重は仕事に片寄り、生活面での自立が遅れがちです。

男女平等による家庭参画や、男性の生活自立を促すセミナーを開催していきます。

■具体的事業

具体的事業	担当課
ア 家庭における男女平等に対する情報や学習機会の提供の充実 ◇広報まつぶしへの掲載 ◇イベントにおける情報提供 ◇PTA家庭教育講座開催時の情報提供、運営支援	企画財政課 教育文化振興課
イ 男女平等の家庭づくり・男性の家庭参画を促進するセミナーの開催 ◇男女平等による家庭参画に関連するセミナーの開催 ◇男性の家庭参画促進に関連するセミナーの開催	企画財政課 すこやか子育て課 教育文化振興課

■施策2 学校における男女平等の推進

学校・学級運営においては人権尊重の理念のもと、男女共同参画の視点に立った学校教育を推進します。

学校は、子どもたちが社会生活を体験する場所でもあるため、男女平等の推進には、大変重要な場所です。

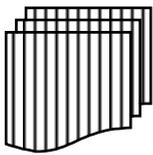
男女が平等に意見を出し合い物事を決める、女子リーダーのもとに男女が協力して作業を進める、男女一緒に調理実習を行うなど、幼い時から教室で得られた経験や知識が、その子の能力や個性を育て、男女共同参画の未来をつくります。

性別にとらわれることなく、個人の能力や適正を尊重した指導、のびのびと個性を發揮できる環境をつくるのが、学校の重要な役割です。

そのために、教職員が男女共同参画意識を高めることのできる研修を実施し、学校での性別にとらわれない指導や環境作りを進めます。

■ 具体的事業

具 体 的 事 業	担 当 課
ア 男女平等教育の推進 ◇それぞれの発育段階に応じた男女平等教育体制の充実	教育総務課
イ 教職員研修の充実 ◇男女平等教育、男女共同参画に関わる研修の実施	教育総務課
ウ 教育相談・指導の充実 ◇性別にとらわれず、個人を尊重した教育相談・指導の充実	教育総務課



データ

松伏町の学校の教員数と管理職数

小学校

各年 5 月 1 日現在、管理職とは校長・教頭をいう

年度	学校数	学級数	児童数	教員数			管理職数		
				総数	男	女	総数	男	女
28	3	58	1,642	88	30	58	7	6	1
29	3	55	1,576	85	30	55	7	4	3
30	3	54	1,523	86	34	52	7	6	1

中学校

年度	学校数	学級数	生徒数	教員数			管理職数		
				総数	男	女	総数	男	女
28	2	30	947	61	37	24	4	4	0
29	2	28	911	58	33	25	4	4	0
30	2	28	876	57	33	24	4	4	0

松伏町の教育委員

年 度	26	27	28	29	30
総 数	5	5	5	4	4
男	3	3	3	2	2
女	2	2	2	2	2

昭和 30 年以降委嘱された教育委員は、49 人で、男性 41 人、女性 8 人。初めて女性が登用されたのは平成 7 年で、それ以来女性の登用が続いています。

資料／教育総務課



Keyword & Column
キーワード&コラム



男女共同参画の視点に立った教育の充実

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりの児童生徒が積極的に男女共同参画の意義を理解する事が不可欠です。そのためには、学校、家庭、地域における教育の果たす役割は大きいと言えます。特に学校では、子供のころから男女が共に一人の自立した人間として互いの人格や個性を尊重し合うとともに、一人ひとりの個性や能力を發揮して自らの意思によって行動できるよう教育を推進します。

- ・男女平等の重要性や人権の尊重、男女の相互理解と協力、学校や家庭における男女共同参画の大切さなどを教育活動の全体を通して指導
- ・出席簿における名簿の取り扱いをはじめ、学校生活の中で、気づかないまま子どもたちの価値観の形成に影響を与えていることがらなどの点検や見直し
- ・差別や暴力行為の防止に向けた指導等

学校は、男女共同参画の意識を育てる重要な場であることから、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

■施策3 地域における男女平等の推進

慣習やしきたりにとらわれず、それぞれの生き方や考え方を尊重し、責任も分かち合う地域とするために、男女共同参画を支えるための自主グループやNPO*の育成を図ります。

■ 具体的事業

具体的事業	担当課
ア 男女共同参画を支える自主グループやNPOの育成 ◇男女共同参画を進める自主グループやNPOの活動支援 ◇NPOや協働に関する研修、セミナーの実施	企画財政課 教育文化振興課
イ 自主グループやNPOのネットワークの活性化 ◇自主グループやNPOが情報交換できる場の設定 ◇自主グループやNPOのリスト化	企画財政課 教育文化振興課

課題3 ■いのちの尊厳・いのちの大切さの浸透

■施策1 いのちと性を尊重する啓発の推進

性とは、いのちにつながるものであり、まさに人間の尊厳にかかわるものです。男女平等の意識を育てるためには、男女が互いの性を理解・尊重し、相手に思いやりを持つことが重要になります。

平成6（1994）年にカイロで開催された「国際人口・開発会議」において提唱された「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」*という考え方が、女性にとっての重要な権利の一つとして認識されるようになってきています。

女性は、妊娠や出産のための身体的特性を備えています。このことによって、女性特有の健康上の問題を生じたり、能力を発揮する上で制約を受けたり、生活に支障をきたしがちです。女性の心と体の健康についての相談を受けるとともに、医療機関と連携し、安心して受診できる体制を整えます。

■具体的事業

具体的事業	担当課
ア いのちと性を尊重する意識の啓発 ◇いのちの大切さ、かけがえのなさについての啓発 ◇健康相談を通じた意識啓発 ◇エイズや感染症を予防すると同時に、差別や偏見などなくするための啓発 ◇LGBT*等の性的少数者への差別や偏見などなくするための啓発 新規 （※次ページ参照） ◇町で生活している外国人への差別や偏見などなくするための啓発 新規	企画財政課 教育総務課 教育文化振興課
イ 母性保護についての啓発 ◇女性の性や母性保護についての啓発 ◇母体の安全を守るための健康診断を通じた啓発 ◇母親が育児不安を一人で抱え込まず、夫婦や地域とともに育てる意識づくりの啓発 ◇パパママ教室を通じた啓発	企画財政課 すこやか子育て課
ウ 教育・学習機会の充実 ◇児童生徒の発達段階に応じた適切な性に関する指導の実施 ◇喫煙防止、飲酒防止、薬物乱用防止の啓発活動・教育の推進 ◇LGBT等の性的少数者の人権に関する学習 新規	教育総務課 教育文化振興課



Keyword & Column
キーワード&コラム



LGBTとは・・・

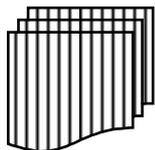
「Lesbian」(レズビアン、女性同性愛者)、「Gay」(ゲイ、男性同性愛者)、「Bisexual」(バイセクシュアル、両性愛者)、「Transgender」(トランスジェンダー、性別越境者)、出生時に診断された性と自認する性の不一致の頭文字をとったものです。

2018年10月、広告代理店の電通が、全国20～59歳の個人6万人を対象に行った調査によると、LGBTに該当する人の割合は8.9%でした。つまり、11人に1人、これは、左利きの人やAB型の人とほぼ同じ割合となります。

国は、2017年3月、いじめ防止基本方針の改訂を行い、LGBTの児童生徒の保護の項目が初めて盛り込まれました。これに先立ち、2016年には教職員向けに、LGBT生徒への対応を記した手引も発行しています。しかし、実際は未だにLGBTの児童生徒に対する差別やいじめがあるのが現状です。また、異性カップルと同等の権利が保障されていない、例えば、同性パートナーへの遺産の相続権がない等、法的整備や受け入れ体制が進んでいないことが課題です。

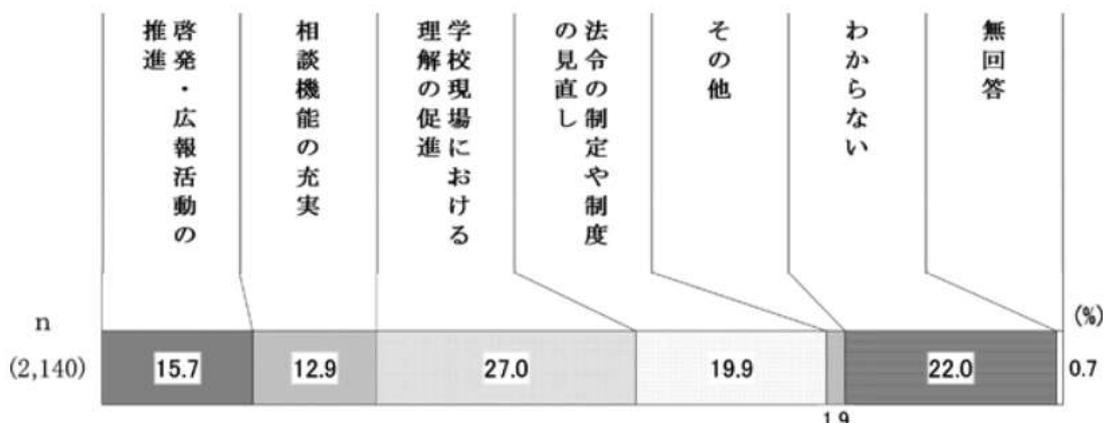
【広がる企業のLGBTへの支援制度】

最近では、LGBTについて理解を深める目的で、社内研修を実施したり、結婚の祝い金や休暇制度を同性婚への適用や福利厚生の対象を同性パートナーにも適用させている企業が増えつつあります。



データ

性的少数者に対する差別や偏見のない社会を実現するために必要なこと



性的少数者に対する差別や偏見のない社会を実現するために必要なことは、「学校現場における理解の促進」(27.0%)が2割台半ばを超えて最も高く、次いで「法令の制定や制度の見直し」(19.9%)が約2割、「啓発・広報活動の推進」(15.7%)が1割台半ばとなっています。

グラフ中の数値は、回答者の数(nと表示)を100.0%として計算した比率です。

資料/埼玉県平成29年度県政世論調査

目標2 男女共同参画の環境づくり

家庭や地域を男女が共に支え合う

女性の様々な分野への参画が進んでいますが、女性の活躍が進むことは、女性だけでなく、男女がともに暮らしやすい社会の実現につながります。

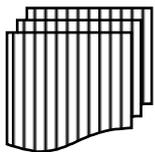
子どもを安心して産み育てられることができ、男女がともに社会のあらゆる分野の活動に参加していくためには、家庭生活と仕事や地域活動等の両立を地域全体で支える環境整備が必要です。

育児・介護サービスを充実させるとともに、町民、事業者に対して、男女共同参画の必要性や育児・介護休暇などの両立支援につながる情報提供を行い、「ワーク・ライフ・バランス」*の取組みを進め、仕事とプライベートな生活のバランスをとることが人生をより豊かにし、調和のとれた社会を実現していくことを推進します。

同時に、在職中の女性、結婚や出産で離職した女性、様々な状況にいる女性が、多様な能力や新しい発想を活かせるような能力開発やポジティブ・アクション*、女性のチャレンジを促進します。

また、子育て支援を進める上では、母親の子育てを支援するだけでなく、その女性自身の自分育てを支援することも重要です。

☆「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の規定に基づく『松伏町女性活躍推進計画』を松伏町男女共同参画基本計画「まつぶしコミュニケーションプラン（第5版）」に含めて策定しています。



データ

松伏町の年齢階層別人口

各年10月1日現在

	平成17年			平成22年			平成27年		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総数	30,857	15,446	15,411	31,153	15,622	15,531	30,061	15,072	14,989
15歳未満	5,059	2,576	2,483	4,635	2,348	2,287	3,883	2,011	1,872
15～64歳	21,161	10,806	10,355	20,309	10,413	9,896	18,400	9,495	8,905
65歳以上	4,631	2,060	2,571	6,193	2,845	3,348	7,716	3,521	4,195
不詳	6	4	2	16	16	0	62	45	17

資料／国勢調査

課題1 ■家庭における男女共同参画の推進 [松伏町女性活躍推進計画]

■施策1 子育てへの支援

出産や子育てをすることで女性の生き方が窮屈にならず、男女がともに社会のあらゆる分野の活動に参加できるような「ワーク・ライフ・バランス」の考えを浸透させ、家庭責任を分かち合える環境づくりを進めることが必要です。

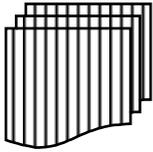
保育所における多様な保育事業の実施のほか、放課後、春・夏・冬休みの学校休業日に、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を通して、児童の健全な育成と、仕事を持つ保護者への両面の支援を進めます。

そして、育児休暇制度の利用や、男性の家事参加を促進します。

一方で、ひとり親家庭は、社会的・経済的・精神的に不安定な状況に置かれがちなので、生活の安定や自立を支援します。

■具体的事業

具体的事業	担当課
ア 保育環境の整備充実 ◇待機児童の解消 ◇延長保育、一時保育や障がい児保育の充実 ◇ファミリー・サポート・センター※の運営	すこやか子育て課
イ 学童保育事業の充実 ◇待機児童の解消 ◇放課後児童クラブの充実	すこやか子育て課
ウ 子どもの居場所の充実 ◇公園や広場、児童館の充実	すこやか子育て課
エ 自主グループへの支援 ◇グループの育成・支援 ◇グループ・関係団体のネットワーク化促進の育成・支援	企画財政課 いきいき福祉課
オ 子育てに関する情報提供・相談の充実 ◇セミナーの開催 ◇親子同士が交流できる場の提供 ◇育児相談 ◇男性の育児参画(イクメン)※を応援する育児の情報提供 ◇夫婦共同による子育ての情報発信	すこやか子育て課
カ ひとり親家庭への支援 ◇社会参画を図るための就労支援や相談の実施 ◇各種制度(ひとり親家庭等医療費、児童扶養手当)の手続き	企画財政課 すこやか子育て課



データ



松伏町の子育て支援概況

保育所・認定こども園

内 容	平成25年度	平成30年度
保育所・認定こども園	5園	5園
定 員 数	420人	440人
保育所等入所児童数	449人	390人
待 機 児 童 数	0人	1人

※ 保育所入所児童数には、管外保育委託分を含まない。

※ 待機児童数は年度中4月1日現在の人数である。

放課後児童保育

内 容	平成25年度	平成30年度
ク ラ ブ 数	6か所	6か所
入 室 児 童 数	月平均 283人	月平均 287人
委 託 料	66,855,106円	55,751,268円

児童館

内 容	平成25年度	平成30年度
利 用 者 数	56,101人	52,543人
事 業 実 施 回 数	2,175回	2,098回
事 業 参 加 者 数	61,553人	70,287人

相談・サポート

内 容	平成25年度	平成30年度
発 育 発 達 相 談 者 数	187人	157人
親 子 教 室 参 加 者 数	470人	360人
訪 問 人 数	602人	498人
育 児 相 談 者 数	340人	359人

ファミリー・サポートセンター

内 容	平成25年度	平成30年度
提 供 会 員	35人	43人
利 用 会 員	351人	420人
活 動 件 数	1,396回	2,098回

地域子育て支援センター

内 容	平成25年度	平成30年度
利用者数（北部）	1,776人	1,556人
利用者数（松伏）	7,514人	5,495人

資料／すこやか子育て課

松伏町・埼玉県・国の合計特殊出生率*

年	25	26	27	28	29
松 伏 町	1.05	1.17	1.08	1.34	0.97
埼 玉 県	1.33	1.31	1.39	1.37	1.36
全 国	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

資料／埼玉県保健医療部

■施策2 介護への支援

高齢化が進行する中、介護の負担が大きくなっています。介護は女性が担っていることが多く、職場での女性の活躍が困難な場合がありますので、福祉の充実を進めるとともに介護においても男女共同参画を進めていくことが重要で、介護負担を軽減するためのサービスを充実させます。

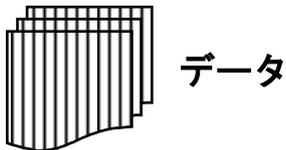
また、充実した人生を送るために生涯を通して学習することも必要です。幼児から高齢者までの病気・障がい・健康問題に対応する看護に関する教室を開いて理解を深めてもらい、地域で支え合う体制づくりを進めます。

男性の生活自立と介護等への参画を促す事業、地域の支え合い活動やボランティア活動を支援します。



■ 具体的事業

具 体 的 事 業	担 当 課
ア 高齢者等の介護への支援 ◇在宅サービスの充実 ◇地域包括支援センターの充実 ◇高齢者の養護者に対する支援 ◇在宅介護教室・介護相談の実施 ◇介護予防・いきがい活動支援事業による介護状態の改善 ◇介護を支援する地域のボランティアの育成・支援	いきいき福祉課
イ 障がい者（児）等への介護の支援 ◇自立支援サービス制度の利用推進 ◇各種の経済的支援や制度の情報提供・あっせん	いきいき福祉課
ウ 介護保険制度等の周知の推進 ◇介護保険制度についての周知 ◇障がい者（児）自立支援サービス制度についての周知	いきいき福祉課
エ 福祉施設等の整備拡充 ◇福祉施設との連携強化 ◇福祉施設との共同事業の開催 ◇障がいの状況やニーズに応じたサービスの提供	いきいき福祉課



松伏町の介護福祉事業所数

サービス内容 / 名称	平成25年度	平成30年度
介護在宅サービス系施設数	21	18
介護施設サービス系施設数	6	6

松伏町の障がい福祉サービス事業所数

サービス内容 / 名称	平成25年度	平成30年度
通所施設数	6	6
入所施設数	1	1

- ・通所施設・・・在宅の心身障がい者に対し、身近な地域で通所により必要な生活援助や自立訓練、生産活動の場を提供し、社会参加を促進することを目的とした施設
 - ・入所施設・・・入所して日常生活上の支援を行う施設
- 資料／いきいき福祉課

課題2 ■働く場における男女共同参画の推進 [松伏町女性活躍推進計画]

■施策1 職業生活と家庭生活の両立のための支援

就業は、人々の経済的基盤を形成するものであり、男女共同参画社会の実現にとってきわめて重要です。男女共同参画意識の進展により、女性の労働力率は高まり、男女ともに就業するための法制面での整備も進んできました。しかし、十分とはいえません。

女性が就労を中断することなく働き続けるためには、育児・介護休業制度や再雇用制度の充実など、就業を支える環境の整備が必要です。

こうした中、国は2006年8月に「次世代のための民間運動～ワーク・ライフ・バランス推進会議」を立ち上げ、「働き方」と「暮らし方」の双方の改革を図り、「調和のとれた生活」の実現を図る運動を進めているところです。

本町においても、一人ひとりの豊かなライフステージの実現のため、活動を積極的に展開していきます。

また、「フレックスタイム制」や「多様就業型ワークシェアリング」*などの希望に応じて多様でかつ柔軟な働き方の事先進例を紹介し、職業生活と家庭生活の両立を支援していきます。

■具体的事業

具体的事業	担当課
<p>ア ワーク・ライフ・バランスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇男女ともに豊かな生き方を実現するためのワーク・ライフ・バランスの考え方や雇用機会均等の定着の推進 ◇雇用や労働条件における男女差別をなくし、女性の働く権利を保障するための啓発 ◇さまざまなハラスメント*の防止・解消についての啓発・研修の実施 (※次ページ参照) 	<p>企画財政課 環境経済課</p>
<p>イ 育児・介護休暇制度の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇育児休暇・介護休暇制度の情報提供 ◇育児休暇・介護休暇取得に関する先進事例の紹介 	<p>企画財政課 環境経済課</p>
<p>ウ 多様な働き方についての情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇労働時間の選択や短縮を取り入れ、子育て中でも働きやすい就労形態の普及 ◇女性の社会参画に向けたチャレンジを支援するための「女性チャレンジ支援事業」の紹介や情報提供 	<p>企画財政課 環境経済課</p>



Keyword & Column

キーワード&コラム

さまざまなハラスメントとは・・・

ハラスメントとは、いろいろな場面で相手に対して行われる「嫌がらせ」のことです。

- **セクハラ**(セクシュアル・ハラスメント) ※
性的嫌がらせ
- **パワハラ**(パワー・ハラスメント) ※
地位や権力などを背景に相手に対しての嫌がらせ
- **モラハラ**(モラル・ハラスメント) ※
言葉や態度等による精神的な嫌がらせ
- **アルハラ** (アルコール・ハラスメント)
お酒にまつわる嫌がらせ
- **ジェンハラ** (ジェンダー・ハラスメント)
「男らしさ」「女らしさ」を強要する嫌がらせ
- **アカハラ** (アカデミック・ハラスメント)
大学教授がその立場を利用して学生に対して行う嫌がらせ
- **リスハラ** (リストラ・ハラスメント)
リストラ対象者に対する嫌がらせ
- **カラハラ** (カラオケ・ハラスメント)
職場で立場を利用して、カラオケで歌いたくない人に無理矢理歌わせる嫌がらせ
- **マタハラ** (マタニティ・ハラスメント) ※
職場で妊娠している、または出産した女性に対して行われる嫌がらせ
- **カジハラ** (家事ハラスメント)
家庭内での家事の分担等に関して発生する嫌がらせ
- **パタハラ** (パタニティ・ハラスメント)
男性社員の育児休業等の利用について上司や同僚からの嫌がらせ



など

■施策2 女性の就業支援

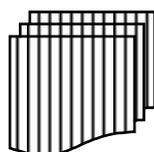
出産や子育てのため仕事を離れる女性は少なくありませんが、雇用されている女性が離職することなく、出産や育児ができる制度（育児休暇制度など）が、法整備されています。

これらの制度を雇用する側もされる側も自覚し、有効に活用することで、就業継続または再就職をしやすくなり女性の雇用の確保が保たれます。

そして、どのような働き方を選択しても能力を十分発揮できるよう関係機関と連絡を図り、労働情報の提供を図ります。また、就職につながる講座の開催や、就職・起業のチャンスとなるネットワークづくりの場の提供等に努めます。

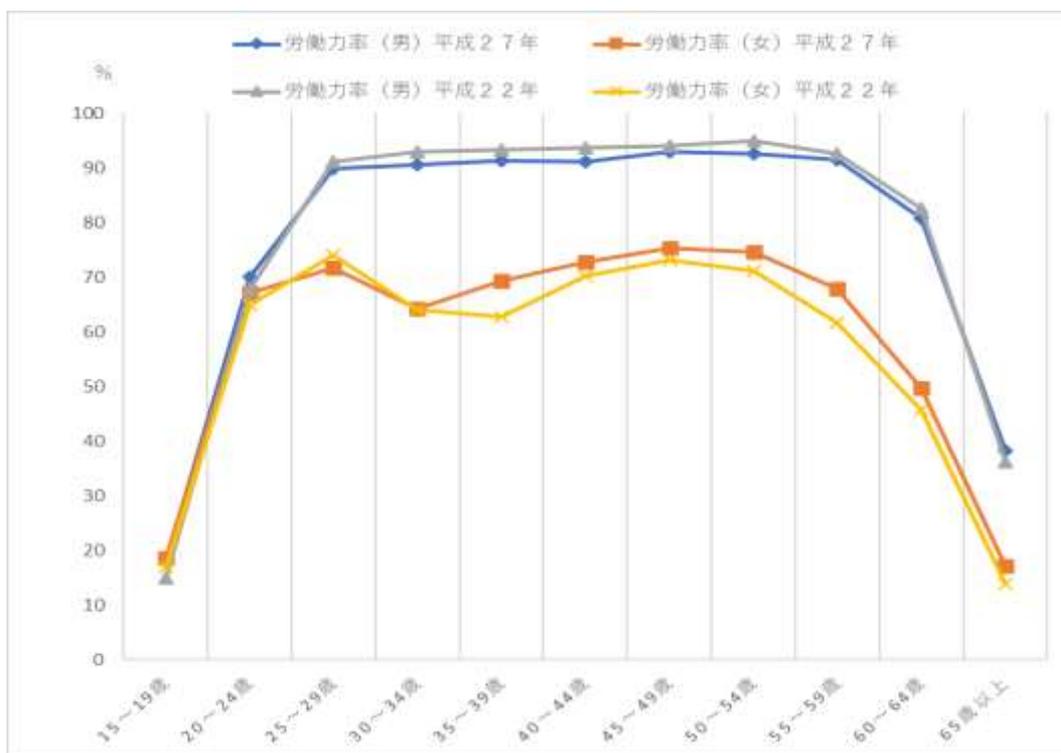
■ 具体的事業

具 体 的 事 業	担 当 課
ア 労働情報の提供・発信 ◇女性の就職・再就職・起業のための情報提供 ◇SOHO [※] やワークシェアリングなど多様な働き方や、国際事情についての情報発信	企画財政課 環境経済課
イ 就業支援制度の支援 ◇女性の就職・再就職・起業のための情報提供 ◇母子寡婦への就労支援制度の情報提供 ◇経済的な問題を抱えている女性への就労支援制度の情報の提供 新規	企画財政課 環境経済課 すこやか子育て課 いきいき福祉課
ウ 開催セミナーの情報提供 ◇女性の就職・再就職・起業等につながるセミナーに関する情報提供 ◇女性のキャリアアップ・能力開発につながるセミナーに関する情報提供	企画財政課 環境経済課



データ 松伏町年齢階級別労働力率

女性の労働力率は、年代別にみると 25～29 歳の階級を除いたすべての階級で増加しています。女性の労働力率は、結婚出産期に当たる年代で、一旦低下し育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブ[※]を描くことが知られていますが、35～39 歳の各階級が増加したことにより、M字型の谷の部分の部分が浅くなっています。



資料／平成27年・平成22年国勢調査

課題3 ■健康づくりの推進

■施策1 健康づくりへの支援

食生活の変化や運動不足などを起因とする生活習慣病を予防し、誰もが心身ともに健やかで充実した生活を送ることができるように、健康づくりのための保健指導、健康診断、各種健康情報の提供とスポーツ・レクリエーション活動を進めます。

健康診断の機会が少ない自営業者や無職の成人女性なども考慮した、誰もが受診しやすい体制の充実に努めます。

また、女性は、男性にない女性特有の病気の可能性もありますので、早期発見、早期治療のための施策の充実に目指します。

■具体的事業

具体的事業	担当課
ア 各種検診の充実 ◇自営業者、無職の成人女性、パート勤務者、退職者の受診の推進 ◇婦人病、生活習慣病等の早期発見、早期治療につながる検診体制の充実	すこやか子育て課
イ 健康相談、指導の充実 ◇婦人病、生活習慣病、職場でのストレス、更年期障がい等について、気軽に相談できる体制の充実	すこやか子育て課
ウ 健康づくりの推進 ◇「自らの健康は自分で守るもの」という意識を持ち生活の質の向上を目指した健康づくりが進められるよう、さまざまな教室や相談を通して正しい知識の普及	すこやか子育て課 住民ほけん課
エ スポーツ・レクリエーション活動の推進 ◇健康維持と社会的交流を深めるための健康体操やスポーツ・レクリエーション事業の開催	いきいき福祉課 教育文化振興課



【数値目標】

数値目標（成果指標）	現状値 平成30年度	目標値 令和5年度
特定健康診査の受診率	33.1%	60.0%
各種がん検診の受診率	21.1%	25.3%

資料／松伏町第5次総合振興計画後期基本計画

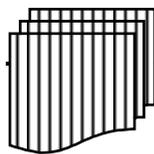
目標3 男女共同参画の推進

あらゆる分野に男女が共に参画する

男女共同参画社会の実現には、法制度のみならず実質的な男女平等が図られ、あらゆる場への男女の参画を促進し、男女の意見を反映していくことが必要です。

これまで、どちらかの性に偏っていた分野へ男女が参画することによって、新しい視点が提起され、様々な人の立場を考慮した立案・実施が可能になります。

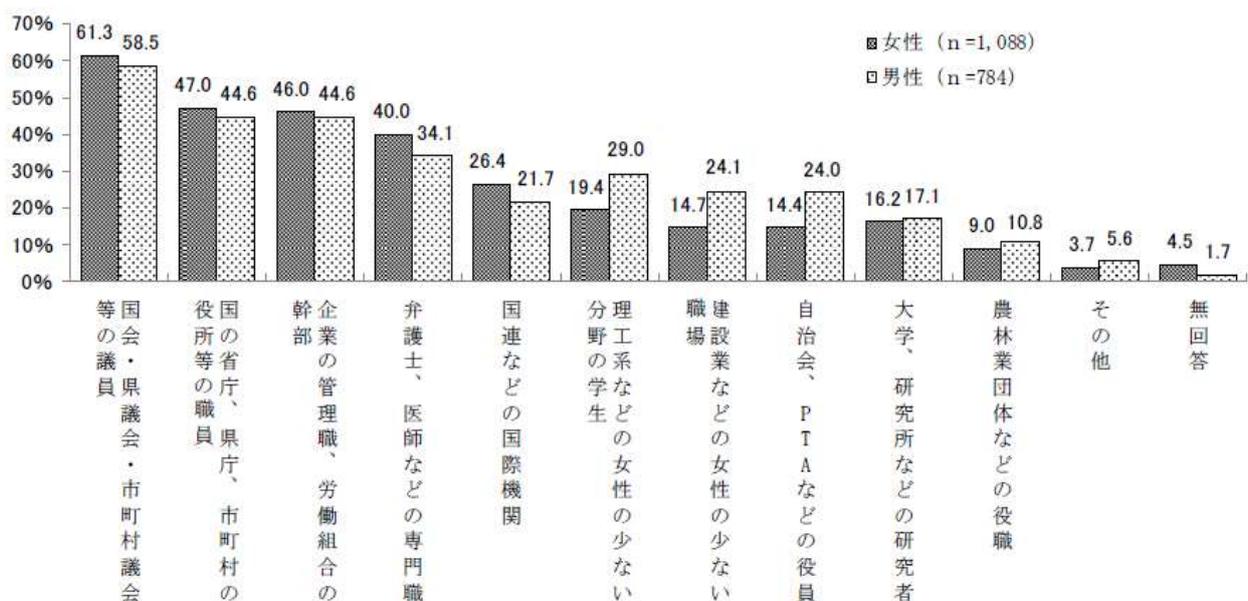
女性自身の自覚や意識の高まりに加え、習慣や慣習の中にある固定的性別役割分担意識をなくし、男女が対等な立場で参画できるような地域社会づくりを進める必要があります。



データ

女性の参画が進むべき分野

今後、特に女性の参画が進むべき分野としては、「国会・県議会・市町村議会等の議員」「国の省庁、県庁、市町村の役所等の職員」、「企業の管理職、労働組合の幹部」が高くなっています。



グラフ中の数値は、回答者の数（nと表示）を100.0%として計算した比率です。

資料／埼玉県男女共同参画に関する意識・実態調査

課題1 ■町政運営への女性の参画の推進

■施策1 政策・方針決定の場への男女の均衡ある参画促進

男女共同参画社会を実現するためには、さまざまな意思決定の過程において、男女が平等に参画し、お互いに責任を分かち合うことが重要です。

松伏町の審議会等における女性委員の割合は約3割で、女性のいない審議会の解消にも至っていません。

また、会長・副会長職に女性委員が就任している審議会も少数にとどまっています。

今後も、引き続き目標達成と女性のいない審議会等の解消をめざすとともに、さまざまな分野における男女の意識改革に努め、男女がともに政策・方針決定に参加できる機会の提供に努めます。

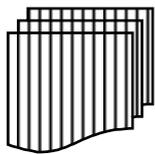
■具体的事業

具体的事業	担当課
ア 審議会等への男女の均衡ある参画促進 ◇松伏町審議会等への女性の登用促進に関する要綱の遵守 ◇公募枠の目標割合40%（第5次総合振興計画実施計画後期計画で規定）への努力 ◇団体推薦枠を設けた場合、役職などにとらわれず、女性の推薦を依頼する等のポジティブ・アクションの実施	全課
イ 女性の人材育成 ◇女性人材リスト*の活用 ◇女性の人材育成・能力開発につながるセミナーの開催 ◇女性団体・住民団体ネットワークの強化の促進	企画財政課 教育文化振興課
ウ 地方自治に関する情報の提供 ◇身近な政治に関心を深め、主体的に政治に参加できるようにするための議会だよりの発行	議会事務局

【数値目標】

数値目標（成果指標）	現状値 平成30年度	目標値 令和5年度
男女が共に構成委員数の4割以上である審議会等の割合	29.0%	40.0%
女性人材リストの登録者数	21人	50人

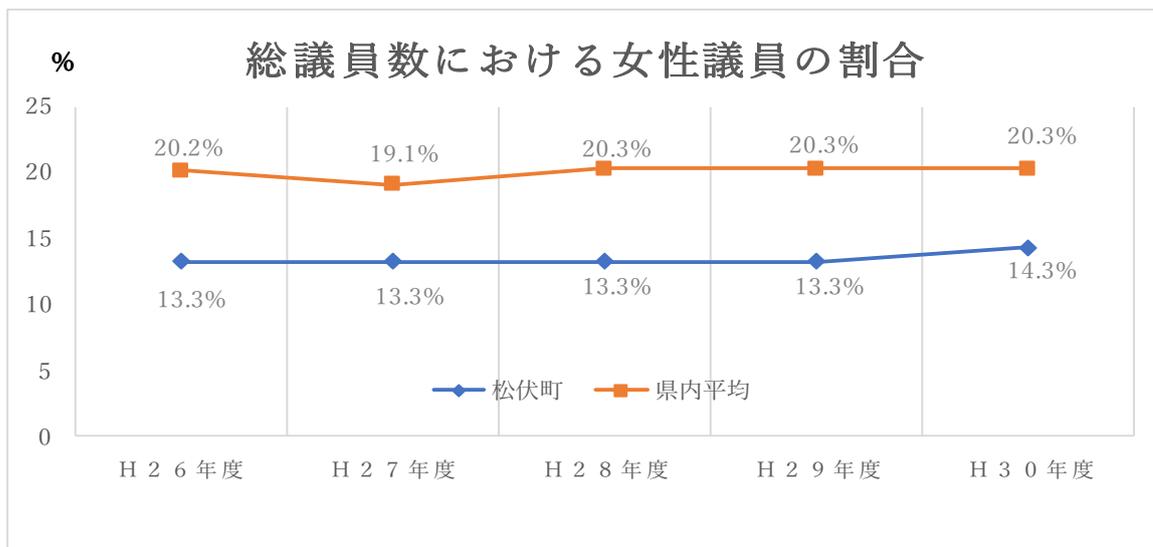
資料／松伏町第5次総合振興計画後期基本計画



データ

松伏町議会

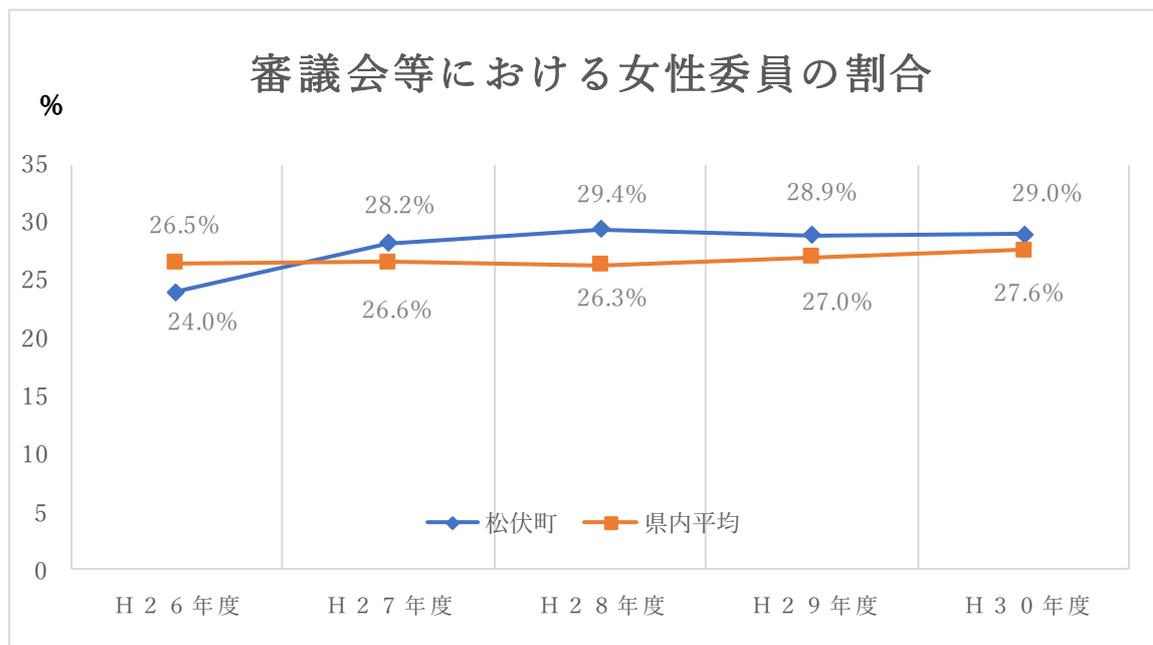
町議会総議員数における女性議員の割合は、平成30年度は14.3%で、前年より若干上回っていますが、県内平均よりも下回っています。



資料/埼玉県「男女共同参画に関する年次報告」

松伏町の審議会等への女性の登用

審議会等委員における女性委員の割合は、平成27年度以降は30%弱の横ばい状況ですが、県内平均よりも高くなっています。



資料/埼玉県「男女共同参画に関する年次報告」

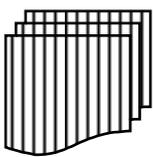
■施策2 女性職員の参画の推進

条例では、あらゆる政策決定の機会において、女性職員を登用・活用するという「ポジティブ・アクション(積極的格差是正措置)」を講ずることを定めています。(第2条第2項)

平成28年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されました。町は、特定事業主として、行動計画を策定して女性職員の活躍を推進します。

■具体的事業

具体的事業	担当課
ア 性別にとらわれない職員の登用 ◇あらゆる職域における、性別にとらわれない人事配置の推進 ◇ポジティブ・アクションに基づく女性職員の登用の推進	総務課
イ 能力開発と人材育成 ◇性別にとらわれた指示の見直し ◇研修や派遣事業への女性職員の参加促進 ◇庁舎内委員会への女性職員の参加促進	総務課 全課
ウ 男女共同参画職員研修の実施 ◇男女共同参画職員研修の実施 ◇男女共同参画に関連する研修への参加の促進	総務課 企画財政課
エ 特定事業主行動計画の策定 新規 ◇計画期間、数値目標、取り組み内容等の実施状況の公表	総務課



データ

松伏町行政職員

各年とも4月1日

年度	役付職員 (係長職以上)			一般職員			職員総数		
	総人数 (人)	うち 女性 (人)	女性 比率 (%)	総人数 (人)	うち 女性 (人)	女性 比率 (%)	総人数 (人)	うち 女性 (人)	女性 比率 (%)
28	89	14	15.7	93	38	40.9	182	52	28.6
29	92	15	16.3	95	40	42.1	187	55	29.4
30	92	15	16.3	95	40	42.1	187	55	29.4

資料/松伏町総務課

■施策3 女性の人材育成と活躍の支援

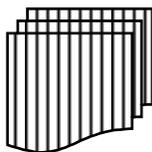
町の審議会等へ参画する女性のリーダーの発掘や、女性のエンパワーメント※につながるセミナーや研修会等の情報提供及び参加を促進します。

男女共同参画は、地域の実践的な課題と深くかかわっています。行政がいくら旗をふっても、それに呼応するグループやキーパーソンとの出会いがなければ進まないし、逆に地域で活動しているグループの性格や特徴がその地域の男女共同参画のあり方に影響します。

そこで、行政と地域のグループやキーパーソンとの連携を深め、新たな人材の育成を進めます。

■具体的事業

具 体 的 事 業	担 当 課
ア 女性の人材育成 ◇セミナーの開催 ◇関係機関のセミナーの情報提供 ◇女性の自己開発を支援するための情報提供・発信 ◇女性人材リストの充実、活用の促進	企画財政課
イ 自主グループなどのネットワークづくりの促進 ◇ネットワークづくりのための情報提供 ◇ネットワークづくりのための相談対応 ◇NPO・自主グループの育成支援	企画財政課 教育文化振興課



データ

松伏町の自主グループ・サークル数

平成30年度	
自主グループ・サークル総数	86
会 員 数	2,093
男性会員数	923
女性会員数	885
不 明	285

資料／教育文化振興課 (サークルマップ)



課題2 ■地域・社会活動への参画の推進

■施策1 地域福祉活動の推進

平成19年度内閣府が主宰する男女共同参画推進会議で、今後の取組みについて出された意見書では、地域レベルでの取組みが必要との方向性が出され、女性の人材確保のための女性リーダー育成や能力開発が求められています。

このような地域活動に、女性が参加することや女性がリーダーとなることで、女性の視点を活かした活動内容として充実させることもできます。

また、町民同士の個性と能力を結びつけることにより、充実した地域づくりができると共に、男性に地域活動に参加するきっかけを提供するよう努めます。

■具体的事業

具体的事業	担当課
ア 福祉の機運の醸成 ◇広報まっぶしでの啓発	いきいき福祉課
イ NPO・自主グループ・ボランティア活動の促進 ◇NPO・自主グループ・ボランティアグループの設立につながる講座の開催 ◇NPO・自主グループ・ボランティアグループの育成支援	企画財政課 いきいき福祉課

【数値目標】

数値目標（成果指標）	現状値 平成30年度	目標値 令和5年度
社会福祉協議会ボランティア登録者数	527人	550人

資料／松伏町第5次総合振興計画後期基本計画

■施策2 男女共同参画の視点を活かしたまちづくりの推進

誰もが安心して暮らせるよう、バリアフリーやユニバーサルデザイン^{*}等の視点に立った環境整備を推進します。

ふれあいと連帯感ある地域社会を形成するため、地域における行事や活動への男女の積極的参加を促進します。

そして、防災対策は、行政の取り組みだけではなく自主防災組織やボランティア組織など地域のさまざまな団体と協働で取り組む必要があります。地域の防災訓練や自主防災組織の活動などにおいて、防災対策における男女のニーズの違いを認識するとともに、復興段階における女性をめぐる問題など、男女共同参画の視点に立った取り組みと女性の積極的な参画を促進します。

■具体的事業

具 体 的 事 業	担 当 課
ア 安心して暮らせる地域づくり ◇バリアフリーやユニバーサルデザイン等の視点に立った環境整備の推進 ◇公園管理の充実 ◇自然・生活環境に配慮したまちづくりの推進 ◇地域農業における話合いの場への女性の参画の促進 新規 ◇街頭指導の実施 新規 ◇自主防災組織への女性の参画の促進 ◇女性を中心とした防災に対する対応訓練の実施 ◇女性に配慮した避難所運営の推進 新規	まちづくり整備課 新市街地整備課 環境経済課 すこやか子育て課 教育総務課 総務課
イ コミュニティ活動への参加促進 ◇助成制度の情報提供・あっせん ◇広報まつぶしでの活動の紹介	総務課 企画財政課
ウ 参加する住民に配慮した事業の実施 ◇休日・祝日・夜間の事業の実施 ◇保育サービス・親子で参加できる事業の実施 ◇手話通訳がついた事業の実施	税務課 企画財政課 すこやか子育て課 いきいき福祉課
エ 多様なライフスタイルについての啓発 ◇広報まつぶしによる情報発信 ◇地域・国際事情・外国の生活の紹介	企画財政課

【数値目標】

数値目標（成果指標）	現状値 平成30年度	目標値 令和5年度
防災リーダーの認定人数	38人	100人
自主防災組織の組織率	65.5%	75%

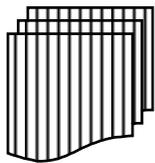
資料／松伏町第5次総合振興計画後期基本計画

■施策3 国際協調と国際理解の推進

国際社会における課題への理解を深めることは、国内における男女共同参画を進める上でも、ますます重要となっています。町では、国際的な情報の収集に努め、町民・事業所等に提供します。身近な場所での国際理解も重要です。世界各国から来日した人々の多くは、言葉や習慣の違いなどから、さまざまな生活上の問題に直面しています。国籍や文化による差別がなく、地域社会に参画できるよう必要な取り組みを推進します。

■具体的事業

具 体 的 事 業	担 当 課
ア 情報の提供 ◇男女共同参画についての国際的取り組みの情報提供 ◇男女共同参画に関わる各国の暮らし方考え方の事例紹介	企画財政課
イ 国際理解教育の充実 ◇小中学校での外国人、海外生活経験者による授業や行事の活用 ◇小中学校へのALT（外国人語学指導助手）の活用	教育総務課
ウ 国際協力・交流団体への支援の充実 ◇国際協力・交流団体の育成・支援	企画財政課
エ 外国人住民への情報提供 ◇日本語教室を開催、言語だけでなく生活する上での情報提供 ◇外国人住民からの相談対応 ◇多言語による情報紙の配布	企画財政課



データ

松伏町の外国人登録人口

各年3月末日現在

年 度	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0
総計（人）	2 7 2	2 8 9	2 8 5	3 0 4	3 2 2
男（人）	1 2 5	1 3 8	1 3 1	1 4 3	1 6 0
女（人）	1 4 7	1 5 1	1 5 4	1 6 1	1 6 2

資料／住民ほけん課

まつぶし日本語ひろば開校

平成30年度

期	2 8	2 9	3 0	計
開催回数（回）	1 1	1 3	9	3 3
参加人数（人）	3 8	3 8	3 0	1 0 6

資料／企画財政課



33回開催し、106人の外国籍住民が参加して充実した内容で学習しました。

■施策4 男女共同参画の拠点整備の推進

町は、平成19年に庁舎の一部を活用し、男女共同参画の拠点のさきがけとなる施設を整備しました。このことにより、各種相談事業やボランティアの情報交換がスムーズになり、町の男女共同参画の推進が図られました。しかし、この施設だけでは決して十分とは言えません。NPOやボランティア団体が曜日や時間の制限を気にすることなく、活動できるさらなる拠点の整備が求められています。

また、インターネットを活用した情報発信を活性化し、男女共同参画の推進拠点としての重要性を高める必要があります。

■具体的事業

具 体 的 事 業	担 当 課
<p>ア 拠点整備の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇施設（既存施設も含む）増設の検討 ◇インターネット等を活用し、気軽にアクセス・相談・情報収集できるサイバーセンターの充実 	<p>企画財政課</p>
<p>イ 情報提供・相談窓口の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇住民への周知 ◇対応職員の資質向上、研修 ◇情報提供・相談対応の基本となる手引書等の作成 	<p>企画財政課</p>
<p>ウ 拠点整備の多角的考察</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇男女共同参画推進委員会をはじめとした町民の意見の収集 	<p>企画財政課</p>



目標4 暴力のない社会づくりの推進

〔松伏町配偶者等からの暴力防止及び
被害者支援に関する基本計画〕

配偶者等からの暴力（以下「DV」*という）は、重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されない行為です。この暴力には、身体的暴力だけではなく、言葉による精神的暴力や性的暴力のほか、経済的暴力も含まれます。DVの被害者は女性であることが多く、DVを子どもに目撃させることは児童虐待であり、子どもに及ぼす影響も深刻で見逃ごせない問題です。

その背景には、男女の固定的分担役割意識、経済力の格差、男女間での上下関係など構造的な問題があり、これらは男女共同参画社会の推進においても大きな課題となっていますので、DVを未然に防止する取り組みが必要です。

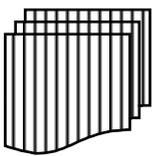


Keyword & Column
キーワード&コラム



デートDV*とは

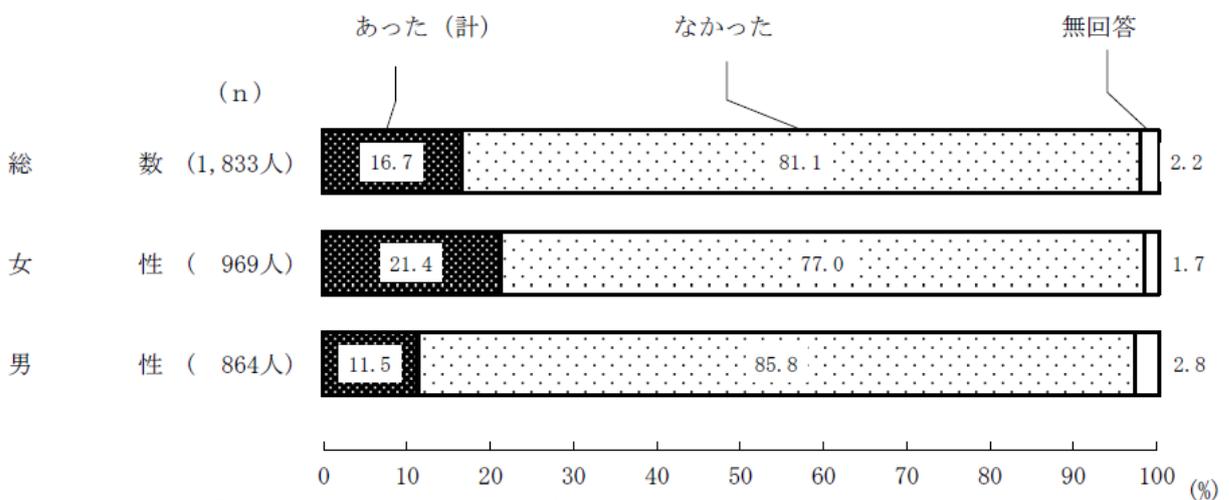
交際相手からふるわれる暴力を「デートDV」と言います。「なぐる・ける」だけが暴力ではありません。強い束縛で恐怖心を与えたり、心を傷つけることなども暴力にあたります。相手を思い通りに支配しようとする言動や態度が「デートDV」なのです。



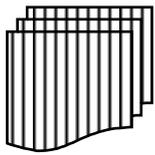
データ

交際相手からの暴力の被害経験

女性の約5人に1人、男性の約9人に1人は、交際相手から被害を受けたことがある。



資料／内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査(平成30年3月)」

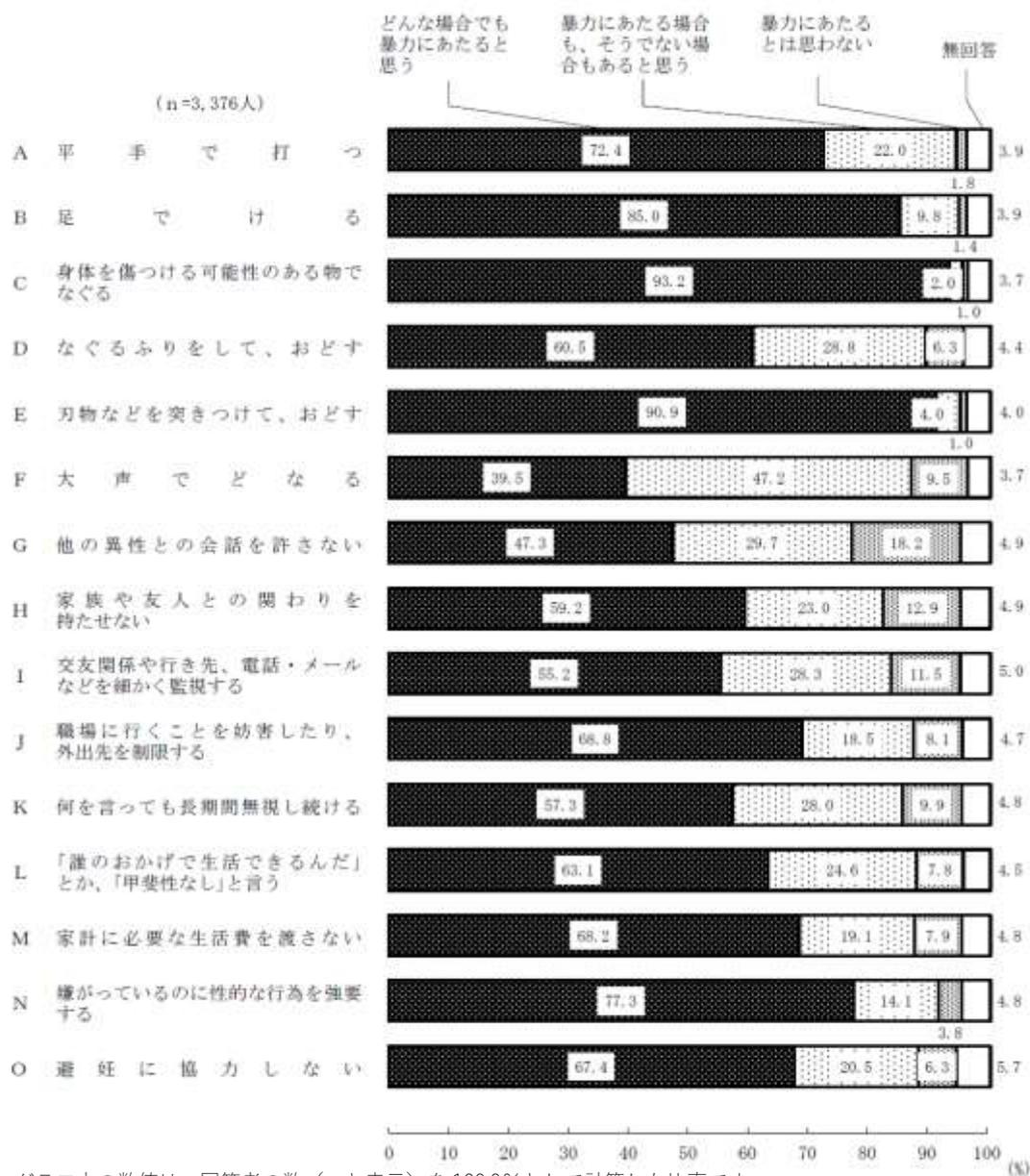


データ 夫婦間で暴力と認識される行為

「どんな場合でも暴力にあたると思う」と考えている人が多いのは、“身体を傷つける可能性のある物でなぐる”（93.2%）と“刃物などを突きつけて、おどす”（90.9%）で、9割以上の人が『暴力にあたる』と認識しています。

また、“足でける”（85.0%）、“嫌がっているのに性的な行為を強要する”（77.3%）で、約8割の人が、「どんな場合でも暴力にあたると思う」と考えています。

一方、「暴力にあたるとは思わない」と考えている人は、“他の異性との会話を許さない”（18.2%）、“家族や友人との関わりを持たない”（12.9%）、“交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する”（11.5%）で1割を超えています。



グラフ中の数値は、回答者の数（nと表示）を100.0%として計算した比率です。

資料／内閣府男女共同参画局

「男女間における暴力に関する調査報告書」（平成30年3月）

課題1 ■暴力を許さない社会づくりの推進

■施策1 暴力防止に向けた広報・意識啓発の充実及び教育の推進

DVは、家庭内で起こる暴力で、外部からは見えにくく、社会的にも家庭内の私的な問題としてとらえられる傾向があります。それゆえ被害者は、自らに非があると自分を責め、暴力に耐え続けるなどして被害が潜在化・深刻化する傾向にあります。

DVに関する正しい情報を知識として持ち、現状を的確に判断できるよう広報紙やチラシ、セミナーなどを通じて「DVは犯罪であり、重大な人権侵害である」という意識を広めることです。

■具体的事業

具体的事業	担当課
ア 暴力防止に係る広報・意識啓発 ◇広報紙やホームページなどを活用した広報・啓発活動の実施 ◇DV防止フォーラムやセミナー・防犯講習の開催 ◇デートDV防止啓発 ◇セクシュアル・ハラスメント防止についての啓発 ◇性犯罪・ストーカー行為の防止に向けた意識啓発 ◇パワー・ハラスメントの防止啓発	企画財政課 総務課 教育総務課
イ 人権啓発・人権教育の推進 ◇女性に対する人権侵害の防止に向けた意識啓発 ◇いじめ・差別をなくすための児童・生徒の育成 ◇人権教育セミナーの開催	企画財政課 教育総務課 教育文化振興課



Keyword & Column
キーワード&コラム

ストーカー行為^{*}等の規制等に関する法律（通称：ストーカー規制法）

ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為について必要な規制を行なうとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活と安全と平穩に資することを目的とする。（第1条）

「ストーカー行為」とは、同一の人に対して「つきまとい等」の行為を反復して行うことである。

「つきまとい等」の定義は、1、つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。（第2条一部抜粋）

■施策2 相談・支援体制の充実

町では、DV被害者の増加や深刻さを増す現状を考慮し、平成18年1月に条例を一部改正し、独自で緊急的な一時保護を行う体制を作り、自立支援のための措置を整えました。

そして、女性相談は、平成20年度からNPO法人に委託し、相談者の側に立ったきめ細やかなサポートを目指し、子ども同伴で来た場合の保育も行っています。

また、関係課で構成しているDV対策庁内連携会議や、女性相談員と担当職員で構成している女性相談スタッフ会議を定期的を開催しています。

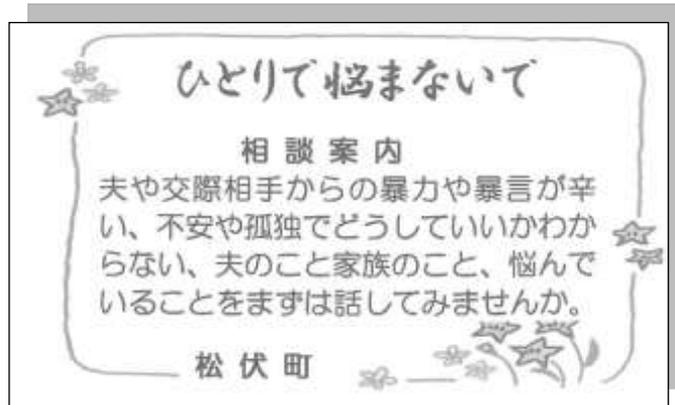
相談の中には、DVを起因とする精神的な悩みでの離婚、自立支援の相談が多く、経済的基盤を失い、生活に困窮するなど、生活再建のための支援が必要となってきます。これらの要望に対応できる体制の整備や情報の集約など、引き続き全庁で取り組みます。

■具体的事業

具 体 的 事 業	担 当 課
<p>ア 相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇女性相談の実施 ◇セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント相談の実施 ◇スクール・セクシュアル・ハラスメント相談の実施 (スクールカウンセラー、さわやか相談員等の活用) ◇保健センターでの各種相談の実施 ◇高齢者への暴力における相談の実施 ◇障がい者への暴力における相談の実施 新規 	<p>企画財政課 総務課 教育総務課 すこやか子育て課 いきいき福祉課</p>
<p>イ 支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇DV対策庁内連携会議の充実 ◇女性相談スタッフ会議の充実 新規 ◇DV被害者の一時保護 新規 ◇司法手続きに関する支援・同行支援 ◇住民票等の被害者の個人情報保護 ◇児童虐待対応等、子どもの安全確保に対する支援 ◇各種検診・予防接種等の支援 ◇被害者に対する自立支援体制の充実 ◇関係課による支援体制の連携 ◇支援グループ育成の検討 	<p>企画財政課 住民ほけん課 すこやか子育て課 いきいき福祉課 教育総務課</p>

◆女性相談カード

町内の公共施設・民間施設等の女性トイレにカードを設置し、周知を行っています。



■施策3 関係機関との連携強化の充実

DVを防止し、その被害者の支援を行うには、埼玉県や警察などの関係機関と相互に連携し、協力して対応する事が必要です。

また、広域では、東南部地域ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議や5市1町女性相談ネットワーク会議等へ職員並びに女性相談員が参加し、情報収集やケース検討を通じ連携強化と担当者の資質の向上を図っています。

■具体的事業

具体的事業	担当課
ア 安心・安全のためのネットワークづくり ◇広域行政での連携強化 ◇関係機関のネットワーク強化	企画財政課
イ 相談を受ける側の心のケア ◇一人で抱え込まない環境づくり ◇埼玉県の支援事業の活用	企画財政課

第4章 プランの推進

1 プランの進捗チェックと年次報告

プランの進捗状況について、毎年、関係各課で調査を行い、松伏町男女共同参画推進委員会へ報告し、条例17条に基づき作成し町議会へ報告します。これらのチェックを受け報告することで、進行状況、進行管理を明らかにするものとしています。

2 松伏町男女共同参画推進委員会

条例第16条に基づく町民参加による「松伏町男女共同参画推進委員会」を組織します。

この委員会は、町長の諮問に応じ、調査し、審議し、答申すると同時に、町長に対し男女共同参画の推進について建議する機能を有します。

そして、プランの進捗を監視し、町民の声を行政へ届ける役割も担っています。

3 松伏町男女共同参画庁舎内推進委員会

委員会は、副町長を委員長とし教育長、課長及び議会事務局長で構成する「松伏町男女共同参画庁舎内推進委員会」と各担当課職員で構成する「同委員会幹事会」を組織します。

この委員会は、庁舎内の横断的なネットワークを構築し、関連施策の総合調整を図り、施策の着実な実施と基本計画の総合的な推進を図ると共に、働きやすい職場づくりを進める中心組織としても活動します。

4 苦情の申出

男女共同参画の推進に関する施策、または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の申出があった場合には、適切かつ迅速に対応します。

5 地域とのネットワーク

近隣市町、県、国などの関係機関との連携を強化し、広域的なネットワークを図ることで、男女共同参画を効果的に進めます。

【諮 問】

企 第 230 号
平成 30年 6月 19日

松伏町男女共同参画推進委員会
会 長 大 野 桂 一 様

松伏町長 鈴 木 勝

「まつぶしコミュニケーションプラン（第4版）」の改訂について（諮問）

松伏町男女共同参画推進条例第16条第2項の規定に基づき、「まつぶしコミュニケーションプラン（第4版）」の改訂について、貴委員会の意見を求めます。

記

現在、本町では、男女共同参画推進の基本計画である「まつぶしコミュニケーションプラン（第4版）」に基づき、男女共同参画社会づくりを進めています。

この松伏町男女共同参画基本計画「まつぶしコミュニケーションプラン（第4版）」は、平成31年度に計画期間が終了となります。

つきましては、平成32年度を計画始期とする、新たな「まつぶしコミュニケーションプラン（案）」について貴委員会の意見を求めます。

松伏町男女共同参画推進委員会委員名簿

任期：平成30年4月1日～令和2年3月31日

	氏 名	選 出 枠
1号委員	青崎 百合子	規則第2条第2項 学識のある者
	荻野 裕佳里	学識のある者
2号委員	明戸 恵子	関係団体を代表する者
	山崎 祝	関係団体を代表する者
	宇田川 陽子	関係団体を代表する者
	庄野 紀美子	関係団体を代表する者
3号委員	大野 桂一	公募により募集した者
	今井 新吉	公募により募集した者

会長：大野 桂一委員、副会長：荻野 裕佳里委員

【答 申】

令和 2年 1月22日

松伏町長 鈴木 勝 様

松伏町男女共同参画推進委員会
会 長 大 野 桂 一

「まつぶしコミュニケーションプラン（第4版）」の改訂について（答申）

平成30年6月19日付け企第230号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申します。

記

委員会では、松伏町男女共同参画推進条例で定めている基本理念に基づき、男女平等で、誰もが互いの人格を認めあい、町民一人ひとりが大切にされ、性別にかかわらず自由な生き方を選択することが尊重される社会の実現を目指して、これまで以上に男女共同参画の取り組みを積極的に推進していくことを期待しプラン（第5版）を審議してきました。

その結果、次のように提案するとともに要望します。

- 1 プランの構成は、平成27年8月に国が制定した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を推進するため、「松伏町女性活躍推進計画」を含めて策定することを提案します。
- 2 多様な性に関する理解のための施策をプランに位置づけ、性的マイノリティの方への配慮や生きづらさを解消するための取り組みを推進してください。
- 3 プランの策定後は、プランの理念を広く周知し様々な年代の方に内容を理解してもらうための活動を行ってください。

【用語解説】

あ行

■育児・介護休業法【初出：2ページ】

正式名称「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」労働者から育児・介護休業の申請があった場合の事業主（使用者）の義務及び育児・介護休業の条件等について定めた法律です。

■イクメン【初出：18ページ】

育児の育とメン（男性）を合わせた言葉で、育児に積極的に関わり、女性と役割分担してこなす男性をいいます。

■NPO【初出：14ページ】

「Nonprofit Organization」営利を目的としないで活動を行う民間団体のこと。

■M字カーブ【初出：24ページ】

女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化した時、就学期を終えた20歳代に高くなり、結婚・出産期にあたる30歳代にかけて低下し、その後40歳代に再び上昇し、アルファベットの「M」のような形にカーブを描くことをいいます。

■LGBT【初出：15ページ】

性的少数者を限定的に指す言葉。Lesbian（レズビアン：女性同性愛者）、Gay（ゲイ：男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル：同性愛者）、Transgender（トランスジェンダー：心と体も性の不一致）の頭文字をとった総称です。

■エンパワーメント【初出：30ページ】

個人や集団が自分の人生の主人公になれるように力をつけて、自分自身の生活や環境をよりコントロールできるようにしていくことです。

か行

■合計特殊出生率【初出：20ページ】

18歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の平均の子どもの数です。

■固定的性別役割分担意識【初出：1ページ】

「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

さ行

■SOHO【初出：24ページ】

「Small Office Home Office」の略で、自宅や小規模の事務所で情報通信ネットワークや情報通信機器を活用しながら仕事をする独立自営型の就労形態のことをいいます。

■女性人材リスト【初出：27ページ】

松伏町の男女共同参画の推進に関わる個人を登録した「人材リスト」を作成、各課に提供し、町の審議会・委員会の委員への推薦や情報の提供を行います。

■ストーカー行為【初出：37ページ】

特定の者に対して、「つきまとい等」を繰り返して行う行為をさします。

■セクシュアル・ハラスメント【初出：23ページ】

一般的には、雇用の場での性差別の具体的な現れとして起きる「性的嫌がらせ」を言いません。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目に触れる場へのわいせつな写真等の掲示などが含まれます。

た行

■多様就業型ワークシェアリング【初出：22ページ】

正社員に短時間勤務を導入するなど勤務の仕方を多様化し、女性や高齢者をはじめとして、より多くの労働者に雇用機会をあたえることを目的とした働き方のことをいいます。

■DV【初出：35ページ】

「Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）」の略で、一般的には配偶者や恋人などの親密な関係にある人から振るわれる暴力のことをいいます。

■デートDV【初出：35ページ】

若年層（高校生、大学生など）において交際相手から振るわれる暴力のことをいいます。

は行

■パワー・ハラスメント（パワハラ）【初出：23ページ】

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える、職場環境を悪化させる行為のことをいいます。

■ファミリー・サポート・センター（ファミサポ）【初出：18ページ】

子育ての相互援助活動が行えるようにするため、援助を受けたい方（利用会員）と子育ての援助をしたい方（協力会員）の条件や要望があった会員同士の紹介等を行っています。

■ポジティブ・アクション（積極的改善措置）【初出：17ページ】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善する必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

ま行

■マタニティ・ハラスメント（マタハラ）【初出：23ページ】

妊娠・出産したことや育児・介護のための制度を利用したこと等を理由として、上司・同僚が職場環境を害する言動を行うことをいいます。

■モラル・ハラスメント（モラハラ）【初出：23ページ】

言葉や態度、身振りや文書などによって、働く人間の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせて、その人間が職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気悪くさせることをいいます。

や行

■ユニバーサルデザイン【初出：31ページ】

年齢や障がいの有無にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインするという考え方。その対象となるものは、施設や製品だけでなく、教育や文化、情報提供等に至るまで多岐に渡ります。

ら行

■リプロダクティブ・ヘルス／ライツ「性と生殖に関する健康と権利」のこと

【初出：15ページ】

平成6年（1994年）にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方です。中心課題は、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足いく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、思春期や更年期における健康上の問題などについても議論されています。

わ行

■ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）【初出：17ページ】

一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態をいいます。

まつぶしコミュニケーションプラン（第5版）

松伏町男女共同参画基本計画

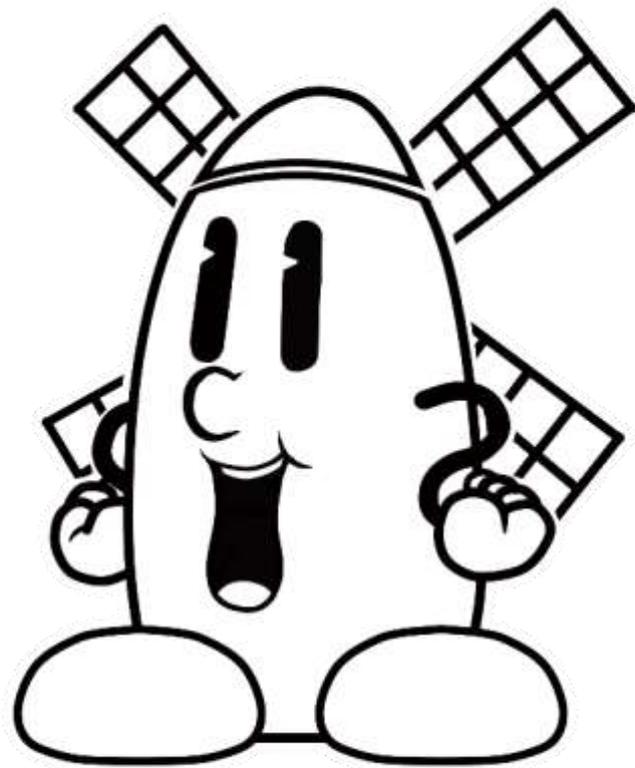
令和2年（2020年）3月

発行・編集／松伏町企画財政課

〒343-0192 埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2424番地

TEL 048-991-1815（直通）

ホームページ：<http://www.town.matsubushi.lg.jp/>



松伏町 マップー